

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 総合商研株式会社
代表者名 代表取締役会長 加藤 優
(JASDAQ・コード 7850)
問合せ先 企画管理本部部長 太田 健一
電話番号 011-780-5677 (代表)

「内部統制システム整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年法務省令第 6 号）」が施行されることを踏まえ、平成 27 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、上記法令施行日をもって「内部統制システム構築に関する基本方針」を下記の通り一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

尚、改正した部分につきましては、下線にて示しております。

記

内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、取締役会で「内部統制システム整備に関する基本方針」を次のとおり決議しております。この基本方針に基づき、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正性を確保し効果的な内部統制システムの構築を目指し、常に現状の見直しと継続的な改善を進めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」「社是」「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を図る。
- (2) 企画管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持にあたらせるとともに、法令違反の未然防止、早期発見のため「内部通報制度」を設置し、法令遵守に努めるものとする。また、全役職員に対し、「コンプライアンスマニュアル」の配布、教育を行うことにより、法令遵守に関する知識と意識を醸成する。
- (3) 監査役及び取締役は、法令違反その他重要な事実を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告するものとする。
- (4) 当社グループは、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報窓口」を「内部通報規程」に基づき設置・運営し、法令違反等の早期発見・

是正に努める。

- (5) 財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理は「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を、取締役・監査役が適切かつ確実に閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは「リスク管理規程」に基づき経営に重要な影響を及ぼすリスクの予見と識別を行い、事前防止体制と発生時の迅速な対応、再発防止策を講じる体制を確立する。
- (2) リスク管理全般について企画管理本部が統括管理をするとともに、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締役会及び監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われるよう「取締役会規程」「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。これらの社内規程の改定は取締役会の決定によるものとする。
- (2) 当社グループの取締役会を補完するものとして、部課長以上の役職者で構成する経営会議を設置し、社内情報の一元化と業務推進、重点施策、経営計画、リスク管理状況等の定期的な報告・確認と今後の対応策の検討を行う。
- (3) 取締役の職務執行状況については、定期的に取り締役会において報告を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展を目指す。
- (2) 当社グループの内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- (3) 当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4) 当社は、子会社に対して、業績・財務状況等重要な情報について、当社への報告を義務付ける等、当社グループの報告体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮命令・監督を受けない。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動等は監査役の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害あるいは重大な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 監査役は経営会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な稟議書は監査役に回覧することとする。

9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見や情報の交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査室及び監査法人に対して監査の実施経過について適宜報告を求める等、緊密な連携を保ち、実効的な監査を実施することのできる体制とする。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針とする。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は企画管理本部とし、情報の一元管理を行う。
- (3) 「コンプライアンスマニュアル」に反社会的勢力排除に向けた基本方針とその取組みを定め、全社員への周知を図るものとする。

以 上